

前文 平和のうちに生きる

寺崎勢津子（2015年11月執筆）

■前文とは

1787年の合衆国憲法、1814年のフランス憲章、1919年のワイマール憲法、第二次世界大戦後のフランス第五共和制憲法など他国の憲法も前文が最初に置かれています。前文とは「法律の最初に付され、その法律の目的や精神を述べる文章」（憲法第四版 芦部信喜）であり、それぞれ国によってその内容は異なりますが「①憲法制定の沿革を明らかにしたもの、②憲法制定の趣旨・目的を示したもの、③憲法の理念・基本原則を宣言したもの」（憲法Ⅰ第3版 野中俊彦他著）に大別することができるそうです。日本の憲法前文は、「近代立憲主義の原則に依りながら現代国際社会における日本の在り方を明らかにしている点で、③の典型例である」（芦部・憲法学Ⅰ202頁）とされます。先に挙げた他国の憲法前文と比較してみると日本国憲法前文は非常に具体的かつ明確に憲法の理念・基本原則が宣言されています。すなわち主権在民、基本的人権の尊重、平和主義の三つの基本原理が宣言されています。

■日本国憲法前文の意義

日本国内外の加害、被害の歴史を経て、70年前「新しい日本が誕生」しました。その指針が日本国憲法であり、その新しい国とはどのような概念で構成されるのかを謳っているのが前文です。その前文を読むたびに、私は日頃感じることもない言い知れぬ感動を覚えるのです。

第一段で「政府の行為によって再び戦争の惨禍がおこることのないやうにすることを決意し、」とまず戦争放棄を宣言します。さらに第二段で「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」と恒久平和を目指すことを宣言し、さらに「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏からの免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と世界中の人々が平和に暮らすための条件にまで言及しています。これは、ノルウェーの社会学者、数学者であり平和研究家のヨハン・ガルトゥング博士が提唱する「積極的平和」の概念にまさに一致するもので、世界平和のためになすべき役割を明確にまた誇り高く宣言している文言に胸を張りたくなる思いに駆られます。

■日本国憲法前文はコピペ？！

しかしながら、この誇り高き前文を、「日本国憲法前文は米国独立宣言(1776)、米国憲法(1787)、大西洋憲章(1941)などのコピペ」（「憲法を『家』として眺めると」中高生のための国民の憲法講座 第97講 西修 <http://qq4q.biz/pqplj>）と、前文のことを問答無用とばかりに切り捨て「コ

ピペはいけません」と西修駒沢大名誉教授（憲法学）は言い放っています。そして、「日本国の歴史を適正にとらえ、『日本らしさ』が盛り込まれなければなりません。『憲法の顔』というべき前文はその名にふさわしい内容になっているのでしょうか」と問いかけています。この「中高生のための国民の憲法講座」は産経新聞が来るべき「改憲」に備えて連載しているもので、安保法案の国会審議中、集団的自衛権は違憲という見解が圧倒的多数の中で集団的自衛権を合憲とする憲法学者の具体名を問われた時、西修は百地章日本大教授（憲法学）、長尾一紘中央大名誉教授（憲法学）とともに安倍政権が明確にした三人の学者の一人です。ちなみにこの三人は「憲法改正運動」を展開している「美しい日本の憲法を守る国民の会」、「『二十一世紀の日本と憲法』有識者懇談会」の役員メンバーでもあります。

■植木枝盛らにみられる日本国憲法前文の源流

米国独立宣言は後に福澤諭吉の「西洋事情」で紹介され「生命、自由、幸福の追求」の権利を掲げた前文はその後の思想に大きく影響を与えたと言われます。また、大西洋憲章の中では「a world free of want and fear 恐怖と欠乏のない世界」という文言をその内容から見つける事ができます。しかし、米国独立宣言、米国憲法、大西洋憲章は、それぞれがなされた時代背景や目的は全く違います。「日本らしい」歴史的流れからこの前文を考えるならば、70年前の反省に加え、自由民権運動のリーダー植木枝盛（1857-92）などの思想にその源流を見出すことができます。植木枝盛は「一貫して戦争廃止の道を探り続けた思想家」（山室信一『憲法9条の思想水脈』）でした。彼は戦争を「政府が自らの地位を維持する為の道具」と分析し、政府が内政の失敗や行き詰まりを転化する為に對外戦争を起こし国民を巻き込むことを非難しています。そして人々に対し国に欺かれることのないよう注意を促しています。130年以上も前に戦争と国家の関係を冷静に考察し、国に騙されないよう警鐘を鳴らした人物がいたのです。そしてその思想は「鈴木安蔵を通じて現日本国憲法にも大きな影響を与えたものであった」（山室信一『憲法9条の思想水脈』）とされます。戦争放棄・軍備撤廃を目指す国家像は中江兆民、内村鑑三など多くの思想家に引き継がれ、二度と国家が戦争を起こさないよう私たち主権者が、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意する」に至るのです。前文はどこかの国の何かからのコピペなどではなく、まぎれもない日本の歴史から生まれたものです。

■憲法改正の限界が前文に明記されている

先に「憲法改正」を目指して活動している会の存在に触れましたが、はたして憲法は96条の手続きさえ踏めば改正は可能なのでしょうか？敗戦直後文部省から配布された「あたらしい憲法のはなし」（1947年）では前文は「二つのはたらきをする」とあります。その一つは、憲法の意味を知ろうとするときの「手びき」として「前文にある考えと、ちがったふうに考えてはならない」とし、そしてもう一つ「これからさき、この憲法をかえるときに、この前文に記された考え方と、ちがうようなかえかたをしてはならないということです。」（4～5ページ）と前文の精神に合わない「改憲」はできないと明確にしています。また、「日本国憲法前文に関する基礎的資

料 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会」(2003(平成15)年7月3日の参考資料)では、「これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」部分の解釈を「すなわち、将来においてもこの原理に反する憲法改正を認めないということをもここに示されている。」とし憲法改正の限界を示しています。「主権在民」「基本的人権の尊重」「平和主義」をないがしろにするような「改憲」はできないはずです。「改憲運動」を展開している人たちは、こうした認識に則ってそれを推し進めているのでしょうか。そして、憲法改正の限界を改めて確認するとき、今年9月に安倍政権が無理やり通した安保関連法はそれ自体が憲法改正の限界を超えたものであることがわかります。

■「おしつけ憲法」(?) 制定の経緯

「憲法改正論者」の主な「改正」理由として、よく「おしつけ憲法」であるから「改正」が必要だということを耳にします。しかし、憲法草案の発表時、国民は日本国憲法の基本原理に驚き、喜びそして受容しました。「憲法制定議会」と言われる第90回帝国議会の前に衆議院議員の総選挙が行われ憲法草案に対する国民の意思表示はここでしっかりなされています。そして帝国議会での十分な審議の後、圧倒的多数で可決されました。憲法草案の確定作業の流れを詳しく見てみると、日本政府がGHQ案に対し相当抵抗したことがわかります。1946年2月GHQ草案について意見交換をしますが、その時日本政府はまだ天皇を主体とする提示方法に拘泥しています。そして3月2日にGHQ草案にあった前文を削除し日本案を提出します。しかし、GHQ側は前文については変更を許さなかったため、3月5日に外務省の仮訳をそのまま前文として復活させます。この「3月5日案」を基に「憲法改正草案要綱」の口語訳化作業に入るのですが、口語化にあたっては作家の山本有三(『路傍の石』の著者)に原案作成を依頼します。山本は「主権が国民の意思にあることを宣言し」としていましたが、結局「ここに国民の総意が至高なものであることを宣言し」という文言で帝国議会にかけられます。しかし度重なる審議の末、帝国議会衆議院段階で「ここに主権が国民に存することを宣言し」と明確に修正されました。審議では前文不要論から冗漫論まで出ますが、金森国務大臣は「此の前文を削除する考えは毛頭持っておりませぬ。」「現在の日本は色々な意味に於いて人心の転換期にある訳でありまして、…中略…必要な事項は、長くとも、又諄々しくとも、能く分かるように書くことが適切である。」(前出「日本国憲法前文に関する基礎的資料」と答弁しています。このような過程を知れば簡単に「おしつけ憲法」と言い切るのは難しいのではないのでしょうか。この日本国憲法を現在に至るまで皆で自分たちの憲法として育んできた事実を無視することはできません。

■前文は裁判上の根拠となるか

・・・「平和的生存権」は基本的人権

前文は、その裁判規範性について否定説、肯定説分かれるところです。その内容が抽象的で具体性に欠けること、裁判所において実際の判断基準として用いられるのは本文の具体的規定であることなどを理由に否定説が通説とされていたようです。一方肯定説の根拠として、前文の抽象

性は本文の抽象性と相対的なものにすぎないこと、前文の理念・原則が本文に具体化され、本文に欠缺がないというだけでは前文の裁判規範性を否定できないことなどが挙げられ、今では「第二段に示されている『平和のうちに生存する権利』（引用者注：「平和的生存権」のこと）の裁判における解釈・適用の有無という問題と関わって肯定説が新たに有力となりつつある」（野中他『憲法Ⅰ』第4版70頁）とされています。実際に、北海道夕張郡長沼町に航空自衛隊の基地建設のため農林大臣が国有保安林の指定を解除したことに対し、地域住民が解除処分を取り消しを求めて出訴した長沼事件の第一審札幌地裁判決（1973年9月7日：福島重雄裁判長）では、自衛隊を違憲として処分を取り消しを認め、平和的生存権について「国民一人ひとりが平和のうちに生存し、かつその幸福を追求することができる権利」とし、それが侵害される恐れがあると明確に判示しました。これは、憲法前文の平和的生存権は裁判規範性を有するとされた例です（「前文の効力と平和的生存権」基本判例1 憲法 右崎正博・浦田一郎編 1頁）。その後、自衛隊イラク派兵が違憲であることの確認などを求めた訴訟で、名古屋高裁判決（2008年4月17日：青山邦夫裁判長）は、「平和的生存権は、現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしには存立し得ないことからして、すべての基本的人権の基盤であって、その享有を可能ならしめる基底的権利であるということができ、単に憲法の基本的精神や理念の表明にとどまるものではない。平和的生存権は憲法上の法的な権利として認められるべきである」「憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行などによって個人の生命、自由が侵害され、現実的な戦争などによる被害や恐怖にさらされるような場合、戦争の遂行への加担・協力を強制されるような場合には、平和的生存権の自由権的な態様の表れとして、裁判所に違憲行為の差し止めや損害賠償請求による救済を求めることができる場合があると解することができ、平和的生存権には具体的権利性がある。」と平和的生存権は具体的な基本的人権であることを確認しました。また、安倍政権が無理やり通した安保法制を違憲として市民団体が集団訴訟を検討しておりその弁護団長に就任するだろうとされる小林節慶応大学教授は「平和的生存権」を根拠にするものと思われます。このように前文が「平和的生存権は全ての人権の前提になる」ことの裁判上の根拠になっていけば、戦争のない平和のうちに生きられる権利が私たちにとってさらに確固たるものになるのではないのでしょうか。そもそも、制定過程における金森国務大臣は「…中には又法的効果のあることをも規定してあります。」と法規範性については早くから承認しているのです。

■ 「自民党日本国憲法改正草案」の前文

2012年に出された「自民党日本国憲法改正草案」では、前文はその美しい姿をずたずたに、完膚無きまで切り刻まれてしまい、訳のわからない国家観がぼつんと残ります。お飾りで「国民主権」の文言は残されていますが、あくまでも天皇を中心とした国家観をまず述べ、次にいまだ戦後処理が済まない大戦や、まだまだ乗り越えていない大災害を引用し、無理やり国際社会における平和主義的日本を主張します。愛国心を育む道徳教育が「教科化」された中で、気概を持って国民が自ら守るものは何でしょうか？美しい自然を守りながら教育、科学技術、経済活動にまで精を出さなければいけないなんて、体力も知力もない私には到底無理なお話です。末永く子孫

にこの「国家」を継承する前に私自身がギブアップしそうな前文に遭遇し、暗澹たる思いになりました。

■まだ間に合う

私は日本国憲法前文で目指しているような国に住みたいと思っています。戦後 70 年を経てこの国の形は前文から遠のきつつあるのではないのでしょうか。そして、未だ前文でいう国の在り方に当てはまらないままそれを手放そうとするのでしょうか。2013 年の特定秘密保護法に続き、多くの国民の反対にも関わらず今年 9 月に安保関連法が国会で成立してしまいました。立憲主義を無視するような、この間の政府の横暴なやり方に絶望感に襲われましたが、同時に立憲主義、民主主義の意味を以前より理解し、自分の生活に近づけて考える事が出来るようになった気がします。前文の精神に近づくため、そしてこれまで以上に立憲主義、民主主義を実現させるため、少しずつでも小さな努力を積み重ねる決意と共に、まだこの前文を持つ日本国憲法が私たちには残されていると、顔を上げ前を向いていこうと思います。